刑事弁護起案課題

秋山康弁護士の立場に立って，以下の設問に答えて下さい。

（小問１）

秋山弁護士は，被疑者岩川哲（いわかわさとし）に対する窃盗被疑事件の国選弁護人に選任されました（被疑事実は別紙勾留状謄本のとおり）。秋山弁護士は，早速，被疑者に接見し，被疑者弁護活動を開始しました。平成２９年９月８日（起訴）までの接見等の経過は下記【経過１】のとおりです。秋山康弁護士の立場に立って，９月１日に被害者との間で取り交わした示談書について，９月１日の時点でどのような内容の示談書を作成すべきであったかについて検討してください（ただし，この課題については，特にレポートの提出は求めません。）。

（小問２）

秋山弁護士の活動もむなしく，被疑者は起訴され，第１回公判期日が平成２９年１０月２３日に指定されました（起訴内容は別紙起訴状のとおり）。検察官より開示された証拠は別紙検甲及び乙号証のとおりであり，起訴後から平成２９年１０月５日までの接見等の経過は下記【経過２】のとおりです。引き続き，被告人国選弁護人に選任された秋山弁護士の立場に立って，今後の弁護方針を検討してください。

【経過１】

８月２３日（水）　被疑者接見

・被疑事実に間違いはない。
・工事現場に侵入して現場にあったものを盗んだ。
・それをリサイクルショップで売却した。
・当時はお金に困っており，家賃も払えず，生活費に困る状態。
・知り合いの運転手をしていたのだが，給与を１年弱払ってくれなかった。
・家賃を滞納し，明け渡せと言われたため，仕方なく窃盗をした。
・現在は，名古屋市で，寮に住み込んで働いている。
・働いた給与が１０万円強あり，現在保管している。
・このお金で被害弁償をしてほしい。
・仕事のこともあり，一刻も早く出たい。
・勤務先は窃盗で逮捕された事を知っている。
・勤務先が継続雇用してくれるかが非常に心配。
・勤務先の名前，住所を聞き出す。
・かなり反省している様子。もう二度としないと誓約。

同日　勤務先に手紙

・継続雇用してくれるかどうかの打診。

同日　捜査担当検事に電話
・捜査方針を確認する。
・被害者に対して被害弁償ができれば，起訴猶予や罰金の可能性があることを示唆。
・被害者の連絡先を教えてほしいと依頼。被害者に確認するとのこと。

８月２５日（金）　被疑者接見
（内容省略）

８月２８日（月）　捜査担当検事から電話
・被害者のうち，一人は連絡先を教えてもよいとのこと。
・もう一人は連絡先を教えないでほしいとのこと。
・とりあえず，被害者の一人の連絡先を聞いておく。

同日　被害者に電話
・被害弁償したいこと，被害弁償金は総額１０万円くらいしかお支払いできず，しかもその半額について分割になることを伝える。
・被害弁償について，了解をもらう。
・９月１日（金）に，被害者宅で示談書を取り交わしの約束。

同日　被疑者接見
・勾留延長がなされる模様。
・被害者の一人と被害弁償ができることを報告。
・金５万円の宅下げを受ける。
・ただ，被害者のもう一人と連絡が取れない。
・被害者の一人に被害弁償ができない以上，起訴されるおそれが強いことを報告。

８月３１日（木）
・勾留延長決定（９月８日（金）まで）

９月１日（金）　被害者と示談
・示談書を作成。

９月４日（月）　勤務先から連絡
・今どのような状態か。

・彼の働きぶりはまじめであった。本当にそんなことをしたのか信じられない。
・あまり勾留期間が長くならないなら，継続雇用してもよい。

９月５日（火）
・示談書と勤務先からの継続雇用の電話録取書を添付し，検察に不起訴あるいは罰金の申し入れ。
・申入書提出。

９月７日（木）　被疑者に呼ばれ，被疑者接見
（内容省略）

９月８日（金）
・起訴される。

【経過２】
９月１５日（金）　公判記録の閲覧
・公判担当検事係に架電し，閲覧できる状態か（証拠わけが済んでいるか）確認。
・記録閲覧。
・もう１人の被害者の住所，電話番号確認。

９月２０日（水）　被告人接見
・警察，検察の調書にも間違いはない。
・起訴されたので，雇用先が継続雇用してくれるかが心配。
・もう一度，継続雇用してくれるか確認して，出来れば書面にしてほしい。
・被害者の一人に被害弁償をしてほしい。
・謝罪文を宅下げ。

９月２１日（木）
・被害者のもう一人に手紙を郵送。

９月２６日（月）　なでしこに連絡
（内容省略）

９月２９日（金）　被告人接見
（内容省略）

１０月２日（月）　被害者に電話連絡

・被害弁償はいらない。
・被害品は返ってくるようなことを警察が言っていた。
・手紙は受け取ったが，謝罪もいらない。
・あの事件で他から道具を借りて工事が遅れる等して，大分迷惑した。
・かなり怒っていた。
・被害弁償は困難。

１０月５日（木）　被告人接見
・被害弁償は無理であることを告げる。

別紙
勾留状　起訴状
被害届（検甲１）　被害者のＫＳ（検甲２）　証人のＫＳ（検甲３，５）　領置調書（検甲４）
被告人のＫＳ（検乙１，２）　被告人のＰＳ（検乙３）
※各供述調書の中で「添付」と書かれた書面（買受申込書等）の内，資料として配布されていないものについてはすべて省略するものとします。